

| 税理工法人越智会計事務所              |
|---------------------------|
|                           |
| 編集発行人<br>代表社員·税理士<br>越智通秀 |

松山本社 〒790-0003 松山市三番町4-8-5 (第7越智会計ビル) TEL 089 (946) 2000 代 今治支店 〒794-0043 今治市南宝来町1-4-13

(第8越智会計ビル) TEL 0898(32)2243代 東京支店 〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6 TEL 03(3470)0493代

(神無月) OCTOBER

13日・スポーツの日

|           | 一月一 | 一火一 | 一水一 | 一木一 | 金  | -0 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| •         | •   | ٠   | 1   | 2   | 3  | 4  |
| 5         | 6   | 7   | 8   | 9   | 10 | 11 |
| <i>12</i> | 13  | 14  | 15  | 16  | 17 | 18 |
| 19        | 20  | 21  | 22  | 23  | 24 | 25 |
| 26        | 27  | 28  | 29  | 30  | 31 | •  |

## ワンポイント ペポルインボイス

ペポル (Peppol) とは、インボイスなどの電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際標準規格です。ペポルインボイスに対応した会計ソフト等を利用する場合、取引先の会計ソフト等がペポルの規格に対応していれば、異なるシステム間でもインボイスの送受信や自動処理を行うことができます。

## ● 10月の税務と労務

■ 税/9月分源泉所得税の納付 10月10日

国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月15日

国 税/8月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 10月31日

国 税/2月決算法人の中間申告 10月31日

3 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間 申告(年3回の場合) 10月31日

地方税/個人住民税第3期分の納付

市区町村の条例で定める日

労務/労働者死傷病報告(7月~9月分)10月31日

労 務/労災の年金受給者の定期報告

(7月~12月生まれ) 10月31日

労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

会 得 先

令和7年度税制改正 退職所得控除 の調整規定

確

除額の 対す除 Z 象となる期間が変わりました。 が、 て見ていきます 今 時 回 として課 金 定 定 で受け 調整をする必 取 改正された調整規 令 拠 れった場合、別定の期間内に対 和 7 出 退 年 |職所得控除 税 金 年度税制 ささ 9 0) , (<u>\*</u>)° た場 n 老 れます。 と要があ 退 他 職 の 退 合、 改正 定に 0) 所 付 仕組 り得強金の 得職 そ 退 金 で、 0 職 本

載 得

されている勤続年数を基に源の受給に関する申告書」に記職者から提出された「退職所

9。申告書し、所得税 双を基に源 た「退職所

退

職

得

乗

泉徴

収

税

額

などを源

泉

微収 を計

します。 算して、

20 D

% が

を差し引いたるで収入金額を 則として他の所得と分離 だじ 因し 退 税 が年 定 -金規約 拠出. 公保険制 入金額から退職所 職所得の金額は、一 職 額を計算します。【図 て計算します。 いて老齢給付金として支給 ·をいいます。 から受ける 所 手 て支給され 時 金· 年金法に ・当等を支払うときは、 得 た金額に2分 や個人型年金 度などにより ع なども含まれます 規定 る一 税額 所 得控除 原 する企 13 時 7 得には、 **が則とし** 並規約に の 1 退職 して は、 より 金 参 照 所原を 額 0)

## 確定拠出年金とは 金とその運用益との合理を提出年金は、拠出

計 さ

額れ

た

0) な 泉徴収 乗じ は、 します して計 支給 申所告得

本稿は一般退職手当等

の

前

とした内容に

なって

ま 合

年数等によっては

: 異なる場合が

あ

1)

ま 計 ſ١ 場

## 【図1】退職所得の金額の計算

退職金(源泉徴収される前の収入金額)

退職所得控除後の金額

## 退職所得控除

## **J** × 1 / 2

## 退職所得の金額

(注) 5 特定役員退職手当等について は1/2の適用はありません

| 勤続年数   | 退職所得控除額        |            |  |  |  |
|--------|----------------|------------|--|--|--|
| 20 年以下 | 40 万円×勤続年数     | 最低 80 万円   |  |  |  |
| 20 年超  | 800 万円+ 70 万円× | (勤続年数-20年) |  |  |  |

- (注) 1 勤続年数に年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます
- 障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加算します (注) 2
- (注)3 前年以前に退職金を受け取ったことがあるときなど、控除額の計算が 異なる場合があります
- 注)4 確定拠出年金の一時金の場合の勤続年数は、確定拠出年金の拠出期間です

とか活われる やら、 原 され をか るように · デ 所 た だ や、 れる 原 職 ること 償 b る 上 L 他 退 資 的 金 から は、 配 職 E 給 0) 0 慮され 充てら で、 であ 所所 与 同 得控除 じような時 得と分離し として 長 は、職会 税負担 ŋ 年 てい 金 れ 0) を設 ることなど 勤 退 退 、ます。 心職後 労労に 時に が 0) つて課税 支払 けるこ 期 軽 所 らな の生払 対 v 2 す

# 2か所以上からの退職金

状態 ことができますが、一定老齢給付金として給付を 付を受けられることがあります。 i 日は公的年金等控め日年金を年金として税額の計算にあた ,拠出 を適 金 原則 に、 出 業型 D 12 す 制 e C o する個 は、 用 なった場合などにも、 度 D で することが 来  $\overline{C}$ た場合 す。 金として受給した場 60 0 歳に達 人型確 があります 付 たり、 は除 金 定拠 した場 を事 退 定 できます が 一定の障害でた場合に 2拠出 入 時金と 確定拠 者 出年 所 定 得控 自 主 年 す 金身金がる



A社

り除に期し当 にがかの時老 間た等 続額づの ま 額 基 具つ あら前 金輪退 期にい退前 す 相 づが退の体い 支年以給職 る 0 (<u>\*</u>)° 間満 7 職 当い重職勤的て 場払以外付手 泿 計 手 額 7 複所続に調合い前 た 職 当 算し 得年は整 を な 算 を 4 手当等の 退受 慗 し 等 図 控 出 7 控 数 計 年 支 ſΊ 払て確 除 い除に 本算職け l 場 たの L 内 2参 Ĺ る額基年を所た 退 勤 た に い支定 た退 期 退 職続 支払 かづ分行 得 他 は 照 残職間らいのい控職の受額所の、て退ま除手すけ 所 期 さ出 得 間 額所の 7 退ま除手支けれ年 複 前 額 に得年勤算職すの当 払 期 の控にが るる金 間勤除基そ な控数続出手 額等者年一の

## 【図2】前年以前4年内に退職金を受けた場合の退職所得控除額



就職 退職 重複期間 10 年 4 か月 B社 就職 15 年 6 か月 退職

※ Aの退職手当等の金額が940万円に満たない場合は、A の勤続期間を調整したうえで、右の計算式の重複期間を 計算します。 ① Bの勤続年数:

16年(1年未満の端数切上げ)

- ② ①の年数に基づく退職所得控除額相当額:40万円×16年=640万円
- 重複期間の年数:

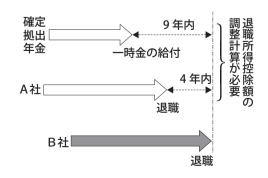
10年(1年未満の端数切捨て)

- ③の年数に基づく退職所得控除額相当額:40万円×10年=400万円
- Bの退職所得控除額:②-④=240万円

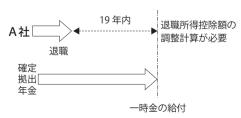
な控受9のれの税 内す がに時る り除け年支ま ケの分 当後け以こ ح る 調 て後のま額で内払し 公 和さ 場②整 0 文字に性 支いに改す。 のいにいた。 れ合一規 7 先に老さ 払る老 調る老 を 年 7 正 定 齢受 ح いは、 军 齢は、 場 整 9 0) 度 図 0 ま 税 計 合 一けれい観 3 対 算に時 齢 で時令 7 点制 Ĺ 受 る 13 前 参 象 まっけ あ金和 照 ځ 年 時 る す つの8: な 7 支年 退支前 L 以金 る で ŋ 払 を受 き 1 職払年退が前は 前 0 ま場 很 ع 所い以職行記 同い月 4 年給す合 職日を に得を前金わ②課 1

係受 対 金場①る H 7 一調整順名とな 合 定 ジ受給は 給 拠 金 職 は、退 期 ŋ 所 番 0) 退 間 É 支 得 れ年 以そ職 が ょ す 0) 金 異 が 9 19年内を発がりまれなりま 7 を 0 重 受け そ 調 金 複 0) 整 ح 老を 排 そ す 支 規 る 付 o 齡受 除給定場の金 - 17 にをの合他と

## 【図3】令和7年度税制改正の内容



※参考 老齢一時金の受取り前に退職金を受け取った場合



## 基礎控除などの見直しと 確定申告

令和7年度税制改正で、所得税の基礎控 除や給与所得控除に関する見直しと特定親 族特別控除の創設が行われました。

改正の概要は、①合計所得金額に応じて 基礎控除額が改正されたこと、②給与所得 控除について、55万円の最低保障額が65 万円に引き上げられたこと、③居住者が特 定親族を有する場合には、その居住者の総 所得金額等から、その特定親族1人につき、 その特定親族の合計所得金額に応じて最大 63万円を控除する特定親族特別控除が創 設されたこと、④扶養控除等の対象となる 扶養親族等の所得要件が10万円引き上げ られたことで、令和7年12月1日から改 正されます。

年の中途で死亡した場合や年の中途で出 国をする場合には確定申告(準確定申告) をする必要があります。11月30日以前に これらの確定申告書を提出する場合、令和7年度税制改正による基礎控除の見直しちについては適用されないことになります。ただこの場合でも、令和7年12月1日から令和12年12月2日までに更正の請求を行うことで、令和7年度税制改正によがを登控除の見直し等の適用を受けることが58万円に改正されたうえで、合計所得金額について37万円・30万円・10万円・5万円の加算があります。ただしこの加算は、令中を通じて非居住者となる人の基礎控除額は、合計所得金額が2,350万円以下の場合、58万円になります。

年の中途で死亡した場合の申告等の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内です。令和7年11月30日以前に死亡した場合でも、確定申告書の提出が12月1日以後の場合には、基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

## 総務省は6月、長野 指定取消し

ました。指定の形ふるさと納税の指と岡山県吉備中 準品産 準に適合していないこと品を寄附額の3割以下に産品基準に、吉備中央町種の現場である。 岡 した。 岡山県吉備中央 総務省は6月、 例目と5例目にな 指定の取消しは、こ納税の指定を取り 央 中央町 いことが 一町に 行に 準 V) は、 の Rは返礼 にする基 トと地場 ま 琕 す。 今回 確認 て、

れるようにR 行いながら、 行いながら、 必要を れるようにR みせふ月 コメントして がん るさと納税の 17 両自治体に 日以 17 金 さ 指 とがら、 必要な 日 定 同 後に寄附を から2年 の 取り組ん 日前に 取 ふるさと納税が★∞制度上の見直した 対して (1 1) 付 消 かるさと納税が本 耐度上の見直しを 所に寄附の: 対象には が組んで \_された 適 令和7. でいに 行 って 、ます。 運用 申しり < 和 し込 ŧ 年 は ŧ ح

## 10月の税務 ピックアップ

## 特別農業所得者の予定納税

前年において特別農業所得者であった居住者や、その年において特別農業所得者であると見込まれることについて承認を受けた居住者は、予定納税基準額が15万円以上である場合には、その年の11月に予定納税基準額の2分の1相当額を納付しなければなりません。その場合、予定納税額はその年の10月15日までに通知されます。

特別農業所得者とは、その年において農業所得の金額が総所得金額の10分の7相当額を超え、かつ、その年の9月1日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金額の10分の7を超える人をいいます。農業所得は、米・麦・たばこ・果実・野菜もしくは花の生産や栽培、または養蚕などの事業から生ずる所得をいいます。また、居住者であるかどうかの判定は、その年の10月31日の現況で判断します。